

平成28年12月5日

## 送付書

To.

申立人代理人

弁護士 ○ ○ ○ ○ 先生

被申立人代理人

弁護士 ○ ○ ○ ○ 先生

From.

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争和解仲介室

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-5-13 第8 東洋海事ビル

TEL : 00-0000-0000 / FAX : 00-0000-0000

調査官 ○ ○ ○ ○ (担当)

### 平成〇〇年(東)第〇号(申立人: ○ 外237名)の件

平素よりお世話になっております。

仲介委員の指示に基づき、頭書事件の和解案提示につきご連絡いたします。

先行世帯(世帯番号〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇)につき、同送の和解契約書案(損害項目ごとの内訳を示した別紙を含みます。)のとおり和解案を提示いたします。

日常生活阻害慰謝料増額分(被曝に関する一時金)については、別紙にて提示理由の要旨を記載いたしましたので、あわせてご確認ください。

各代理人におかれましては、和解案につきご検討の上、平成28年12月27日(火)までに、諾否につきご回答ください。

同送書類

1. 和解契約書(全部和解)案(7世帯分) 各1通(省略)
2. 別紙(日常生活阻害慰謝料増額分(被曝に関する一時金)提示理由要旨) 1通
3. 別表(日常生活阻害慰謝料増額分(被曝に関する一時金)和解金額一覧) 1通

以上

## 〔別紙〕

### 1 被曝の事実

当パネルは、以下の事実に照らし、申立人らが一定程度の被曝をしたことは明らかであると判断した。

(1) 次の事情から、本行政区は放射性物質に汚染され、特に、平成23年3月15日から2週間程度の期間は、極めて高線量であったと認められること

ア 平成23年3月15日、本行政区に大量の放射性物質（セシウム134，同137，放射性ヨウ素等）が到達したこと。

イ 平成23年4月の時点で、本行政区に大量のセシウム134，同137が存在したこと（「文部科学省及び米国エネルギー省航空機による航空機モニタリングの測定結果について」（平成23年5月6日付）及び農林水産省作成の「農地土壌の放射性物質濃度分布図の作成について」（平成23年8月30日付）の別添4「福島県 農地土壌中の放射性セシウムの分析値」中の地図No338の調査結果）。

ウ 平成23年3月15日から2週間程度の間、本行政区には大量の放射性ヨウ素が存在したこと（原子力規制委員会作成に係る「原子力規制庁及び福島県による環境試料の測定結果（平成23年5月31日まで）」及び福島原発事故独立検証委員会作成の調査・検証報告書57頁）。

エ 本行政区は、平成23年4月22日に計画的避難区域、平成24年7月17日に居住制限区域に指定されたこと、本行政区は飯舘村の居住制限区域の中でも、蕨平行政区及び比曽行政区と同様に行政区の一部に高線量地区（50mSv/年超がある地区）が混在する地区であること、及び避難指示解除見込み時期は平成23年3月11日から5年とされたこと（平成24年6月11日付『「避難指示区域の見直し」に係る飯舘村の方針決定について（通知）』及び平成24年10月19日付原子力災害現地対策本部長名義の文書）。

(2) 次の事情から、平成23年3月15日から一定期間、本行政区に留まった場合、相当程度の被曝をしたと認められること

ア 飯舘村の住民の外部被曝による積算量が突出して多いこと（福島県県民健康管理調査の一環として行われている「外部ばく線量推計調査」）。

イ 本行政区に留まる期間と比例して外部被曝量が増え、場合によっては20ミリシーベルトに近い量の外部被曝をする可能性があること（独立行政法人放射線医学総合研究所「外部被ばく線量の推計について（外部被ばく線量評価システムの概要と避難行動のモデルパターン別の外部被ばく線量の試算結果）」中のモデルケース15と16）。

ウ セシウム134及び137の内部被曝の状況については、福島県が行っているホールボディカウンターによる測定（乙〇。平成24年2月1日発表。）によれば、調査対象となった飯舘村民の預託実効線量は、1748人中1747人が1ミリシーベルト未満、残りの1名が1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満とされている一方、

放射性ヨウ素による被曝については、「事故初期のヨウ素等短半減期核種による内部被ばく線量評価調査」(乙〇)によれば、「原発近傍の市町村の住民については、比較的多量の放射性物質の放出があったとされる3月15日までの避難により、内部被ばくが大幅に回避されたことが示唆された」と報告されていること。

- (3) 本行政区に滞在中、申立人らが特段の放射線防護措置をとらずに生活していたこと(甲〇の〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 〇, 平成27年7月21日付申立人「回答書」)

## 2 被曝による不安

- (1) [別表]記載の申立人番号(〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇, 〇-〇)の申立人について

上記申立人については、平成23年3月15日から、避難開始までの期間が長期化していること等の事情に照らせば、具体的数値を示すことは困難であるものの、相当程度の被曝(外部被曝と内部被曝の合計)をしたといえる。

そして、当該被曝により、申立人らが健康被害の発生について不安を抱いたことが認められる。

かかる不安を抱いたことが不法行為上の権利侵害と評価されるか否かについては争いがあるところであるが、滞在期間が長期化している申立人については、以下の理由から、その不安は単なる不安感にとどまらず客観的根拠に基づくものであり、権利侵害があったと評価すべきであると判断した。

ア 申立人らの被曝量は、各種法規制によって避けようとしている被曝量を優に超えるものであり、無視できるほどのリスクとは軽々に判断できないこと。

イ 我が国の法規制は、科学的知見に基づいて一定の放射線被曝は許容されるという考えではなく、できるだけ放射線被曝は避ける、ないし少なくするという考えでなされ、一般国民にもこれと同じ意識が浸透していること。

ウ 計画的避難区域の設定時期について、「現時点ではお住まいの方は安全です。」という政府発表がある一方(平成23年4月15日付首相官邸災害対策ページ(乙〇))、「1カ月も避難区域指定が遅れた」(国会事故調報告書354頁)という評価も存在すること。

エ 被曝不安に関する裁判例があるものの(乙〇, 〇)、東京都、南相馬市の住民が原告となった事案であり、本行政区に長期間滞在し、相当程度被曝した本件とは事案を全く異にする裁判例であること。

オ 申立人らの、被曝を正当化できる理由がないこと。

そして、金額については、上記事情に鑑み、30万円が妥当であると判断した。

- (2) 上記(1)以外の申立人について(但し、子供は除く。)

被曝量は、滞在期間に比例して増加することから、(1)以外の申立人らの被曝量は、(1)の申立人らに比べて低くなると考えられる。

しかしながら、(1)以外の申立人らであっても、特に放射線量が高い平成23年3月1

5日から2週間程度の間本行政区に滞在したことによって、一定程度の被曝をしたことは事実であるから、これを一切救済しないということも妥当でない。権利侵害の程度は(1)の申立人らと比して低いと思われるが、この点については金額面で考慮することが妥当であると判断した。

但し、平成23年3月15日以降、比較的早い時期に避難を開始した申立人については、一定期間滞在した者と比べ低い被曝量に留まっていると思われ、その被曝に基づく不安が合理的なものであるとの判断をすることが現状では困難であるので、和解の対象から除外した。

以上のとおり、滞在期間に応じて被曝量が増えること等を踏まえ、[別表]のとおり金額を提案した。

(3) 子供について

子供については、放射線への感受性が高いことが一般的に認識されていることを考慮し、対象者の選定と金額算定について大人と異なる解決案を提案した。

以上

## 〔別表〕

申立人番号	氏名	和解案
○-○	○	30万円
○-○	○	30万円
○-○	○	10万円
○-○	○	—
○-○	○	60万円
○-○	○	60万円
○-○	○	20万円
○-○	○	20万円
○-○	○	20万円
○-○	○	30万円
○-○	○	20万円
○-○	○	60万円
○-○	○	60万円
○-○	○	30万円
○-○	○	30万円
○-○	○	30万円
○-○	○	—
○-○	○	—
○-○	○	60万円
○-○	○	60万円
○-○	○	60万円
○-○	○	20万円
○-○	○	20万円
○-○	○	—
○-○	○	60万円
○-○	○	—
○-○	○	30万円
○-○	○	30万円
○-○	○	30万円
○-○	○	—
○-○	○	30万円
○-○	○	60万円
○-○	○	60万円
○-○	○	60万円
○-○	○	—
○-○	○	—
○-○	○	20万円
○-○	○	10万円